

筆界特定の手続に関する通知

下記１の筆界特定の手続について、不動産登記法第１３６条第１項の規定に基づく
下記２の関係人に対する下記３の通知を、同法第１３６条第２項の規定により準用する
同法第１３３条第２項の規定により掲載する。

令和８年８月２７日

佐賀地方法務局筆界特定登記官

記

- １ 筆界特定の手続の表示
手続番号 令和８年第１号
対象土地 武雄市武雄町大字武雄字竹ノ下５６３３番３
武雄市武雄町大字武雄字竹ノ下５６４２番２
手続番号 令和８年第２号
対象土地 武雄市武雄町大字武雄字竹ノ下５６４２番６
武雄市武雄町大字武雄字竹ノ下５６４２番２
- ２ 関係人の氏名又は名称
東島弘明関係人
- ３ 通知をすべき事項
 - (１) 筆界特定の手続に係る測量の実施の通知
 - (２) 上記(１)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。